

平成 19 年度（第 1 回）福島町自立プラン推進委員会議事録

開催日	平成 19 年 5 月 28 日（月）			
出席委員（12 名）	熊野茂夫、中塚徹朗、小笠原幸助、野川裕行、中島義正 成田寛治、吉田善男、小笠原実、金谷英昭、竜川久美子、 清水圭子、堀繁子			
欠席委員（5 名）	久野寿一、小泉五郎、塚本謙也、金谷奉宏、小林佳子			
出席説明員（15 名）	町 長	村田 駿	副 町 長	竹下 泰弘
	教 育 長	金谷 裕	総 務 課 長	丁子谷雅男
	議 会 事 務 局 長	石堂 一志	財 務 課 長	花田 春夫
	出 納 室 長	本庄屋 誠	町 民 課 長	川岸 勤
	福 祉 G 参 事	工藤 昭一	建 設 課 長	新山 佳隆
	産 業 課 長	三鹿 菊夫	農 林 G 参 事	極 檀 忠男
	商 工 G 参 事	出羽 正機	吉 岡 支 所 長	小 林 清
	教 育 次 長	木村 修		
事務局（4 名）	企画 G 参事	土門 修一	企画 G 総括主査	前田 勝広
	企画 G 主査	住吉 英之	企画 G 主事	中塚 雅史

（開会 午後 6 時）

（事務局）

本日はお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまより、平成 19 年度第 1 回福島町自立プラン推進委員会を開催いたします。会議の前に私の方から、了解していただきたいことが 1 点あります。まず当委員会の会議録の関係でございますが、会議の後に会議録を作成し送付しておりますけれど、また、併せて町のホームページに会議録の全文を公表しています。これまで、2 回の委員会の会議録を公表させていただきました。1 回目の会議録は、委員に送付した会議録と全く同じもので、発言者の

名前も公表する形でホームページに掲載しておりました。今年、3 月に開催した委員会の会議録の公表では、発言者の氏名を記載せず、単に「委員」として公表したところです。これまで皆さんに送付しているものは名前が入ったもので、3 月の委員会のホームページに公表した分につきましては、委員という表記で名前を伏せる形で公表させていただいております。本来であれば、第 1 回委員会の前に皆さんに会議録の公表について了解を得る必要があったのでございますけれども、この点については事務局として反省をしているところでございます。このため、事後承認のような形になりますが、委員会の会議録の公表については、委員名を

記載しない方法とすることで、これからもホームページ上で公表して行きたいということをご了解願いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

この件に関して何かご意見等があればお伺いしますので、よろしくをお願いします。

(委員)

お願いしたいことがあるのですが、議事録を読んで会議の内容を対照している。そうすると、分からない数字等検算出来るわけです。ですから、議事録に書いてある、あなたたちが説明する文章を、提案されるものと一緒に併記してもらえば、先に委員の方が調べる、あるいは疑問の持つ点とか、そういうことが出来ると思うのです。

この資料を見て、読まれても中々、今どこを説明しているのか分からない部分が僕なんかはあるのですから、先に説明する文章を、議事録に載っているでしょう。それを先に、これと一緒に入れてもらえれば、比較検討出来るので、お願いしようと思っていたのだけれども。

できれば、そのようにお願いしたい。

(町長)

今言っているのは、例えば会議があったときに、委員がどうの、委員がどうのではなくして、各委員からこのような質問がございました、そして最終的にこういう事業にこうなりました、ということ、皆様方にも送っている議事録を、町のホームページを開くことによって町の人方にもそういうことが分かります。ですから、皆さんの了解を得ないで既にホームページに掲載したことを、ご理解してください、そして今後とも、従来は名前も表記して、各委員の発言内

容等掲載していたのですけれども、それについては、名前を伏せて、委員という表記で発言内容等をホームページに公表するものですのでご理解をお願いします。

(委員)

それについては、分かりました。ただ、僕から言えば、これは関連すると思ったので、後でと言いながら、先にこういうことができないかと。例えば議事録を読みますと、「前田総括主査、案件第1について、平成18年度会計決算見込について、1ページをお開きください。」とやっているわけです。そしてずーっと説明していることを、これは議題に入ると思うのだけれども、だからその部分でやればよかったことなのだけれども、発言してしまったのだから、申し訳ないけれどもそういうことを入れてもらえれば、皆資料を見ながら、こういう意味なのだなと検討出来る。

(土門参事)

委員のおっしゃっていることは、町で、ホームページで公表している形を、そのまま今日の会議の席の段階でも、説明する文言なりの整理した部分を一緒に配布してほしいということでしょうか。

(委員)

配布してほしいのではなくて、今日なら今日の会議の資料を出すと、これを説明しますでしょう。それについて皆さん意見を出すわけですよ。そのときに議事録に書いてあるような説明文書がここについていけば、比較検討出来るなということ。

(事務局)

その点については、これから議案を説

明するとき、議案を読みながら、なお且つ細かい内容についても、合わせて前田総括なり、住吉主査の方から説明するときに議案として書いていないところも合わせて説明するようなこともあるかと思えますけれども、それはその時点で、それぞれで整理して説明させていただいている部分でありますので、どの辺まで吉田委員のおっしゃるように、会議と合わせて説明の部分も一緒に付けてほしいことだと思いますけれども、その辺については、委員長とも後ほど。

会議するにしてもそういった形での会議の形式は、今まで無いと思います。ですから、そういった形が良いのかどうか、相談してみたいと思います。

(委員)

事務局、まずは会議を開会してください。

(事務局)

私の方から申し上げたホームページ上で委員の名前を伏せた形で公表することについては、ご了解していただけるということによろしいでしょうか。

(異議なしの声有り)

(事務局)

それでは、始めに委員長よりご挨拶を申し上げます。

(委員長)

皆さん、ご苦勞様です。本日の会議の案件は2件となっています。ひとつは、ふるさと応援基金事業の選考について、前回の委員会で協議していただいた「補助金交付要綱」に基づいて、広く町内から再度事業を募集した中での協議となって

おります。それから、平成18年度の一般会計の決算見込みが、前回より更に諸事情が精査して明確にした内容となっております。この二点、他に情報提供も予定している、頑張る地方応援プログラムという形でもって出ておりますので、各委員については、闊達なご意見よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、会議に入りたいと思います。なお、本日の出席者は委員17名中12名の出席で、半数以上の出席がありますので、委員会要綱第6条第2項の規定により会議が成立していることを宣言いたします。

それでは、まず町長の挨拶をお願いします。

(町長)

お晩でございます。お疲れのところ、ご苦勞様でございます。平成19年度第1回の福島町自立プラン推進委員会を開催するにあたりまして、ただいま今日の議題等については、委員長の方から触れてございますが、ご案内のとおりこの後事務局から詳しく説明されると思えますけれども、まず、ふるさと応援基金事業の関係につきましては、町内外37名の方より4,156千円のご協力をいただいております。事業の選考については、この後皆様方と協議するわけでございますけれども、基金を応援してくれた方々の意向も尊重しながら今後の事業の選考については、今日皆様の忌憚りの無い意見をいただければとこのように思っております。

また、平成18年度一般会計決算見込につきましても、今日の資料にありますが、3月15日現在では単年度収支が3,750万円の繰越になるような予定でございましたが、4月30日現在では、85,554千円と。今月一杯で出納閉鎖と

なるわけですが、基金を取り崩すことなく、8,500万円あまりの繰越額が生じる。これは非常に町民の方々始め、多くの方々のご理解とご協力を得た中で自立プランの初年度としては、非常に良い結果で新年度を迎えることが出来るとこのように思っています。ただ、この後、他の類似団体等との職員の人数の問題やら色々な起債などの比較することも資料として出ておりますけれども、もっとも、委員の皆様から厳しい意見、要望等も場合によっては、また受けなければならない思いもしているわけですが、まずもって、平成18年度の自立プランの初年度として非常にいい成果で19年度に入らせていただいたということにつきましては、私も老人クラブ等の集まりがあった段階でも、老人クラブ連合会の総会でも、出席者の方々になんかそういう状況については、概略、お礼もし、今後の益々のご協力をお願いしているところでございます。

色々な福島町としての課題もありますけれども、まずもって、この自立プランが順調にスタートしたということ、皆様方にはご理解していただければと。

今日夜分の会議になります。限られた時間の中での会議になるかと思っておりますけれども、どうぞひとつ、忌憚りの無い意見を出していただきまして、まだまだ自立プランにつきましてはスタートしたばかりですので、何とか多くの皆様方のご協力を得たいなとそう思うてございます。

また、ふるさと応援基金にございまして、4月から新年度始まったわけですが、今年は5人の方から、応援基金については協力を得ている。昨年は、後ほど説明されると思っておりますけれども、37名の方の応援があったと、そういうことも合

わせて、私の挨拶の中で報告させていただきました。今日はひとつよろしく願います。

(委員長)

村田町長ありがとうございました。次に会議日程の4、「ふるさと応援基金事業の選考等について」事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、案件の1「ふるさと応援基金事業の選考等について」を説明したいと思います。

議案の1ページをお願いします。3月26日に開催しました、平成18年度第2回推進委員会において、協議していただいた「福島町ふるさと応援基金補助金交付要綱」に基づき、全戸にチラシを配付し、事業の募集を行った結果、これから説明します4件の申請がありましたので、同要綱第7条第2項の規定により自立プラン推進委員会に選考等をお願いするものがございます。

それでは、受付順に説明をいたします。

受け付けの1番としまして、「福島町空手道スポーツ少年団設立30周年記念大会」です。事業区分は条例第2条第3号の人材育成となります。事業の概要についてですけれども、本年9月22日・23日の2日間、当町の総合体育館において開催され、参加人数は100名程度を予定しております。

一番右端の概算事業費は100万円でございまして、下の【 】の50万円は補助金申請額でございます。事業費の内訳は、中段のところに記載のとおりです。要綱による補助金算出につきましては、人材育成の事業となりますので、補助率は7/10以内となります。また、収入の

参加費 30 万円と協賛金 20 万円、合わせて 50 万円と支出のうち食糧費 30 万円は補助対象が経費となりますので、全体事業費から 80 万円を控除した 20 万円の 7 / 10 で 14 万円となるものでございます。

次に 2 番の、「滞在型観光・体験交流に関する広報事業」につきましては、事業区分は条例第 2 条第 1 号の産業振興となります。申請者は、福島町千軒地域活性化実行委員会です。事業の概要は、2 種類のチラシを各 1,000 枚ずつ作成するものです。事業費は 74 千円、補助金申請額は 36 千円であります。要綱による補助金算出は、産業振興事業で、補助率は 1 / 2 となりますので、36 千円となります。

次に 3 番の、「交通安全啓発運動事業」は、事業区分は条例第 2 条第 4 号のコミュニティに関する事業となります。申請者は福島町交通安全推進協議会です。事業の概要は交通安全のぼり、竿、ジャンパーの街頭啓発資材を購入し町内会に配付するものです。事業費は 583 千円で、補助金申請額は 407 千円です。要綱による補助金算出につきましては、コミュニティ事業で 7 / 10 となりますので、407 千円となります。

2 ページお願いします。

4 番としまして、「前浜産マイカのスルメ特産化事業」で、事業区分は条例第 2 条第 1 号の産業振興となります。申請者は福島町水産加工振興協議会です。事業の概要は、前浜産原料のスルメを使用して、一般に流通するスルメと差別化し福島町の水産加工業の特産品としようとするものです。事業費は、525 千円、補助金申請額は 26 万円であります。要綱による補助金算出は、産業振興となりますので、補助率は 1 / 2 で 262 千円となります。

次に、今回の選考には直接関係の無い事業でございますけれども、参考事業ということで、「黒米きたのむらさき栽培事業」の説明をいたします。福島町農業協同組合で行う事業です。平成 19 年度から開始するもので、今年は栽培試験と耕作地研修視察を予定しています。平成 20 年度に真空包装機 1 台の購入を計画していて、この購入費の一部にふるさと応援基金の補助金申請を予定しているものでございます。

なお、参考に平成 19 年 5 月 10 日現在のふるさと応援基金の寄付状況を表にしておりますので、選考等の参考にしていただきたいと思います。

以上で、説明を終わりますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

1 から 4 までと参考事業、一括で質疑受けたいと思います。

何かご意見ございませんか。

(委員)

全部選んでもいいということか、それとも何件かを選ぶということか。

(事務局)

今回提案している 1 番から 4 番までの事業につきましては、全体の全てを承認していただくことも可能ですし、ふるさと応援基金で助成していくことが不適當だということがあれば、それはそれでご意見伺いながら協議していきたいと思っております。

(委員)

申請した金額を減額しても良いのか。

(事務局)

要綱に照らして、それが妥当であればそれも可能と思います。

(委員)

1 から 4 までの事業がここでダメだとなったら、町で助成することとなるのか。私は大体このふるさと応援基金というのは、町で使わなければならない金だからこそ、基金でもって助けてやろうと集めたものでないかと思う。どうしても町で出さなければならないのだけれども、町で出す場所が無いというときに初めてこれを生かして使うために集めた金だと私は思います。

ですから、何々が出てきたからといって、使う金では無いと思う。ここ一番困ったときに使うために集めた金だと思う。その辺を良く理解してから、してほしいし、ここに出ているように人材育成の空手大会が福島であるということで、これについてどうしても福島町で出さなければならないというものであれば分かるのだけれども、その辺を全部のものに聞きたいと思います。どういう意味で出てきたのか。

自立プランの中で、このままでは 21 年に赤字になるということで、そうしたら何とかしようということで、ふるさと応援基金を立ち上げようということになったはず、元来は。その辺からやってほしい。

(事務局)

今質問がありましたけれども、経緯は確かに自立プランを検討したときには、今の意見にあるような形の中でふるさと応援基金というものを町長が議会の方に条例提案して作った条例でございます。

実際に 18 年度から自立プランの推進

委員を委嘱してお願いすることにしました。その自立プラン推進委員の任務の中に、ふるさと応援基金の事業の選考もしていただくということで、それも要綱に盛り込ませていただきました。それで昨年の 10 月の段階では町の方で考えているふるさと応援基金事業ということで 1 回提案しました。今度今年の 3 月になりまして、町が事業主体でやる事業、それから、他の団体でやる事業もあって、7 あってこういう形で今町の方では考えておりますという説明をしました。その段階では、色々な話が出まして事務局の仕切りの仕方もまずかったのですが、まず、要綱をきちんと示していない中で町の方でそういうものを選考するのはおかしいでしょうということで、要綱を町で団体に出す補助金の要綱を示した中を一部修正していただいて、その修正した要綱を基に広く町民にもう一回ふるさと応援基金事業でやる小さな団体もあるだろうから再度要望を取りなさいということで、募集して今日の 5 月の委員会になっています。

それで、その段階で町の内部で議論したのは、せっかくいただいた応援基金でも使えば無くなっていく基金なものですから、町長の考え方としては、その時点では町でやる事業ではなくて、町内で色々な団体、そこでやる事業に対してこの応援基金から補助することを、まず第一義的に考えてこの応援基金を使おうということで内部ではさせていただきました。

ですから、今の意見は町長の考え方とはずれているので、その辺については、再度町長の方から考え方があれば話していただきたいと思います。

(町長)

まず応援基金がこんなに初年度で、年間100万円位の基金を予定しております。初年度で400万円。そういった中で、町としてはこれからの福祉、産業振興それぞれ課題があるわけですが、人づくりも含んで青少年対策も含んで、課題がある中で、まず町として出来ることは、自立プランの中で取り上げて計画の中に盛り込みましょう。これが自立プランの策定の段階で、各原課でそれぞれ知恵を出し課題になっているものを整理して自立プラン、そして金額の大きいものは、先送りという中で、自立プランの策定をし、また、委員の皆様方からも計画を載せることについても色々な形の中で意見をいただきました。そういう中で、先般、町内、あるいは原課から挙がってきた様々な事業メニューがあったのですが、ただ、それらについては町としてやらなければならないもの、町として出来るものもあったわけです。ですから、全て町で出来る、やらなければならないことを、今の応援基金の方でやることはどうなのか。まずもって町として出来ることは町の予算の中で検討すべきであって、合わせて町内にある各団体なり、また、そういうところで取り組もうとしていることについて拾い上げるものがあつたらこの機会に応援基金の中でやってみたらどうだろう。そういう議論がされた経過があったわけです。

ですから、ご承知のとおり、産業振興、生活福祉、人材育成、コミュニティー、あるいは指定なしといった形の中で、5項目に分けて応援していただく方々から、意向も組み入れして私どもの方で集約したわけでございますが、今言われているように、確かに町が事業主体になる、また、やらなければならないものにつきましては、こういう小さい金額もそうです

けれども、もっとこれを本来はひとつの土台にした中で、補助事業なりなんなりを取り組んでいきたいという考え方は一方では持っておりましたけれども、町内で事業をしたり行動をしている中で予算が成り立たないそういう団体等がある、それで町内の方々から応援基金の利用方法について広く周知し掌握した経過がございます。

ですから、町がやらなければならないものを応援基金に全部充当させるべきでないかという議論ともう一方では町内である小さい、あるいはまた何とか一生懸命やっている団体等についての資金の無いそういう方についての応援ということを両方含んだ中で、今の言う応援基金の条例、そしてまた要綱等について先般も整理させていただいて、団体毎、事業毎に補助率等を決めさせていただいた経過があるものですから、正式に名乗り出た4項目について、皆様方のご意見を伺いたいということでございますので、何分よろしくお願い申し上げます。

(委員)

今、町長答弁しましたけれども、この新しい推進委員というのは、前に経過があつてその結末、いわゆる理念というのが土台となって、それをどう推進するのかというのが委員なのです。前に入っていない人もいるから分からない部分があると思うけれども、やっぱり目標は何だ、21年で赤字団体になりますよ、それを解除するための自立プラン検討委員会さらに部会だったのですよ。そういうことで私は考えてました。だから、新しい推進委員会だけでも、根っこはやっぱり自立プラン検討委員会の結末を理念としてきちんと持って、町民共同体を作るといふ形の基で赤字再建団体を解消してい

くんだということが、本当の目的だったのですよ。それをこっちを向いて推進委員と言ったって、根っこはそこにあると思いますよ。だからやっぱり、本来・・・僕は色々飛びますから、議題に入るなら入っていきますけれども、大体全体的に4項目を見ますと、確かにこの前の3月にやったメニューを全部取消ししてもらいましたよと、皆さんの要望を聞きましてよと、そうするとここに出ているのが全部補助金みたいに僕は感じるのですよ。総合補助金形式であれば、最初の検討委員会の目的はどこ行ったんだ、という僕みたいな形になってしまうわけ。

補助金は、なるべく切った方がいいんだと思います。補助金ありきの、先程も言われたとおり、寄付行為というのは、夕張を出して悪いけれども、赤字になっては大変だとそういう心を持って出したはずなんです。寄付をした人たちは。

人材育成のところから行きますよ、4項目に全部入っていますけれども、収入の部の助成金とありますけれども、1であれば、参加費、協賛金20万円、助成金50万円、それから2に行ったら、助成金36千円、この助成金というのはどこの助成金なのですか。まず1点。役場の助成金ですか。

(事務局)

応援基金の助成を希望する金額として申請のあったものです。

(委員)

だから、これを出さなければ、補助金を出さなければ出来ないのでしょということ。

例えば、140千円無ければ大会は出来ないということでしょ。

(委員長)

結局そうすると理念の問題が1つ残っているように思われます。

(委員)

どうしても出来ないのであれば分かるのだけれども、何か違う感じがします。

(委員)

いいですか、続けて言いますから4項目全部。意見としてこの助成金については、後でこういう理由ですと説明してください。

もう1つは、空手スポーツ少年団設立30周年記念ですが、こういうのを全部承認したら各団体いっぱいありますよ。そうするとこの基金はすぐなくなってしまう心配があります。

(委員長)

そうであれば質疑の方向性を定めて行きたいと思いますので、理念の問題のところ1つあったのは、そのところの今町長が言われたような考え方そのものが、この理念のときに論議された形ですよ。そうであれば今ここに出ている4項目そのもの、先程一括という考え方で言いましたけれども、そうじゃなくてその理念に照らし合わせながら1つずつ、今の助成金が無ければこれが実際にこの団体は出来ないのか、この事業は出来ないのか。そういう質疑を一項目ずつやっていったほうがすっきりするのではないかと。

選考というものの考え方からすれば、全部それぞれ2条の1号、4号とかして、これは大きな意味では適合してはいるのでしょけれども、もっともっと中身を細かく、助成という観点から精査して行って、一つひとつやっていった方が良く

という気がするのだけれども。どうですか。

そうしたら、方向性を変えてまず1について、これについて質疑を受けたいと思います。

(委員)

条例の中に謳ってあるのは、産業とか生活環境とか4項目ありますよね。これは条例で決まっているのでしょうか。決まっているということは、はっきり言って該当するということではないのでしょうか。どうのこうの言うより、これを受付けるか受付けないかだけの問題なのではないのでしょうか。そういうことになるでしょう。だから、金がかかりすぎてこれは応援できないとか、このくらいなら応援出来るとか。そういうようなことになるのではないのでしょうか。多くても助成金は一杯出す、これはやりなさい、少なくともこれは適合しないからやらないというような意味。どっちなのでしょう。その辺をはっきりしないと。

条例の中にこういうようにしますと謳ってあることは、これを全部受付けてやるということでしょう。

(町長)

要するにふるさと応援条例の中には、事業区分として、今おっしゃるように4項目、産業から生活環境、人材育成、コミュニティとその他町づくりと、そういうようなこと、利用方法として謳ってございます。合わせまして前回の委員会のお話しましたように10ページになりますけれども、「福島町ふるさと応援基金補助金交付要綱」ということもご審議していただいた中で、最終的に補助率等決めてきた経緯があります。

ですから、今回は、あくまでも町が事

業主体以外の団体等から、ふるさと応援基金のこういう趣旨の中で要請がありました。これが今の4項目であり参考として1項目があります。そのようなことで先程説明させていただいたわけですが、ですから、本当はこれはこうでなくして町として、ふるさと応援基金でなく、町の予算としてまずやるべきではないかとか、そのような意見があったらそれはそれで私どもは謙虚にそれを受け止めた中で、町の方では対応しなければならないこともあるかと思います。ただ、今回は各団体等からそういう中で4項目が出てきたと、そしてもう1つ中には全く馴染まないもの等がありましたから、それらについてはふるさと応援基金の該当にはなりませんよと、庁舎内で今日の会議の前に協議した経緯もあります。

今の条例等に当てはめると4項目については、当てはまるものですから、皆様方に選考の事業として提案しているということでございますので、これが100%このとおり助成しなければならない、そういうものでないということだけは、それは決めるのは皆さん方ですから、その辺だけのご理解願いたいと思います。

(委員)

まず、確認しておいた方がよろしいと思うのですが、委員が言った内容も重要ですし、既に町民に周知されている項目、内容もこれまた重要な項目で、それに基づいて応募が来ているということになると思いますけれども、その1番大事なのは、そのすり合わせをうまく出来るかどうかということだと思います。

ちなみに、私が手持ちしているチラシなのですけれども、ここで町民に謳ってあるのは、「この応援基金を活用して個性

あるふるさとづくりをするための事業を募集する」ということで、先程の4点が挙がっているわけですから、町民の認識としては、これだけなのです、ですから挙がってきたということになるので、ただ、委員が言うような重要なことが当然ありますので、そこはこの場で要綱を足して2で割るといふか、それはまずいというのであれば、それも含めてそこからスタートという感じが私はします。

(委員)

交付要綱の7条の2項にですね「町長は、前項の決定に際しては、福島町自立プラン推進委員会意見を踏まえ決定するものとする」と町長が決定するという事になっている。

ですから、今いる推進委員さんからこの4点についてどういうものですかと、意見を聞いてこの推進委員会で決めるということではなくして、意見を述べて後は町長が交付するかどうか決定すれば良いのではないかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

(委員)

関連して、前回やってなぜ今回開かれたかという経緯を私なりに考えますと、まず、要綱から崩れたのです。これ、条例が先あって、それから要綱が決まるのですよ、法律というのは、「福島町ふるさと応援基金条例」というのは1つも検討されていないのですよ。先に要綱を出してしまっている。まず、条例があってそれに基づいて要望があって、更にここに要綱に載っている第1号様式、運用規則でしょう。それを入らないで、いきなり入っているからとてもじゃないが議事録読めば、我々検討するものと前の会議に出ているのですよ。

そして、そこで読んでみたら7条2項というのは、新設の条項ですよこれは。前に無い条項ですよ。だからそれは意見を聞いた結果、7条の第2に「町長は、前項の決定に際しては、福島町自立プラン推進委員会意見を踏まえて決定するものとする」と、前の要綱には載っていないものでしょう。それが町長答弁によって、検討しますと答弁をそのときしているのですよ、議事録に書いてあります。それに基づいた新設ですよこれは。前のやつに載ってませんよこれは。

(町長)

前の要綱は、補助率だとか不備なことがあったものだから、今回出している要綱になった経緯がある。

(委員)

そういうことでしょうか。町長が答弁したことは、そういうことで、ここは見直しますと答弁しているわけ。それに基づいて要綱に新設条項が入ったわけでしょう、7条2項に。いいですか、そういうことですよ。

だから、この基金の使い方についても、結果的に条例に基づいたものについてこういうものを出したから出てきたのですよ。だから、検討しますよ。

(委員)

昨年の自立プランの検討の最中に、検討委員の方から、21年になれば赤字になるのだから、どうしたら良いのかといったときに、「ふるさと応援基金というものをやってみたらどうか」と意見が出された。

ということは、あの時点ではこのような町内の細かい団体に補助することなどではなく、21年には赤字になるのだから

何とかしなければならぬといった話であった。

それでふるさと応援基金というものを作って見たらどうだろう、といったことが発端であった。それが3月26日時点で7つも補助団体が出てきた。その辺がおかしいと思う。

だから、条例も何も話し合えないうちのいつの間にか7つも3月のときに補助金が出てきているわけでしょう。

(町長)

その経緯というのが、そもそも単年度100万円ずつ4年間見ていたわけであったが、平成21年度までに400万円の基金を準備して何とか福島町の懸案事項、課題に取り組みましようという経緯がございました。

ただ、そういった中で、初年度で400万円を超えるものが集まった、そういう中で町内でも色々な各団体で懸案事項があるものだから、その辺でそれを費消することはどうだろうかとか、といった議論が庁舎内でもされまして、先般の推進委員会の中で皆さん方に要綱等をお計りしながら町内でこういうような懸案事項がありますよ、団体等で、それをお知らせしながら、そして要綱の不備な部分だとか補助率の問題も含んでそういう議論をされて修正するものはされて、今日まで整理するものはして4つの事業の中で私どもは、条例並びに要綱に沿った事業について利用出来るか出来ないかという、そのようなことで今日皆様方の方に手提案している訳でございます。

(委員)

それは分かるのだけれども、3月26日の時点で7つ出てきたでしょう。話し合いの結果ダメになったでしょう。まだ

広く応募した方が良かったでしょう。だから、何で3月26日の時点で7つ出てきたこと事体がおかしい。何のためにどこから出てきたということになる。

去年の自立プランが終了した段階で、ふるさと応援基金に預けようと、町長も年間100万円ずつでも集まってくればとの話だった。ここまで分かるのですよ。

私はここから、例えば4年で400万円になるのか1,000万円になるのか分からないけれども、それはあくまでも21年度に入れば赤字になるわけだから町の財政が、それにならないようにしようと考えたかと私は思っているわけ。それが3月26日で7つもの事業が出てきて、どこから誰が出してきたのかとなるわけでしょう。誰がもってきたのか。

(事務局)

昨年10月の段階の話から、自立プランを検討してふるさと応援基金を作った経過からそれぞれ話されましたので、皆さんも認識は一緒なのかなと思います。それで、昨年10月に第1回の委員会を開催させていただきました。そのときには、先程町長も話したとおり、当初は毎年100万円くらい寄付金が集まれば良いなという思いで基金条例を作ったのですが、結果としては300万円を超える寄付金はその時点で集まってきました。そうすれば、せっかく貴重なお金をいただいた中で、それをあえて自立プランの計画どおり平成21年度まで持って、21年度で事業展開することも無いだろうと。もし必要な事業があるのであれば、早めに事業をした方が福島町のためには良いだろうという思いから、役場内で色々検討して、その段階で何かふるさと応援基金を活用して事業展開出来る事業は無い

だろうかということで、役場内で担当グループが色々な団体や色々なところにあたって、こういう事業はどうでしょうかということで、昨年の10月に推進委員会の皆さんに1度提案しました。ですけども、その段階では、単なる提案で全くそのときは議論が無くて、さらにまだ検討ということになりました。

そして今年の3月になって、繰り返しくなりましてけれども、ここでまた改めて町で考えている事業ということで、補助金でやる事業もあれば福島町そのものが事業主体でやるものもありました。7つありますと。そして団体に対する補助金もあるものですから、ふるさと応援基金条例に基づいて補助要綱も作らなければダメだと、そうでなければ、町の財務規則上団体に補助金は出せないということで、補助金の交付要綱案を出しました。その段階で委員の方から何点か指摘がありまして、先程 委員が言ったとおり、委員から出された意見を基に修正して最終的には4月1日に要綱を町長が公布して、中塚委員おっしゃったように全戸にチラシ配布して事業を広く町民から募集したということです。

ですから、委員おっしゃるとおりに、確かに昨年の10月の時には全く委員の皆さんに相談することが無く町の方で独自に先に引っ張って行って事業をやりたいと、ふるさと応援基金を使いたいという思いから、皆さんの方に1度お計りしました。それが結局は3月の段階で、ダメになって今日この会議になってですね、せっかく補助金の交付要綱も委員の皆さんに3月に段階で議論していただいて修正して色々な団体から、細かい事業でも応募して補助してやることも必要だろうという意見も出されましたから、それに基づいて町の方では、チラシを配布

して事業募集した結果が、今日の4つに事業ということになっていきますので、4つの事業的には条例のそれぞれには合致しますけれども、あと事業そのものが本当にふるさと応援基金事業の趣旨に馴染むか、若しくは補助金額がこれで妥当なのかという議論については、この場で推進員の皆様にきちんと議論していただいて、ダメなものはダメと整理していただいて、補助金もそうではなくてももう少し増額した方が良いということであれば、それも要綱では可能ですので、4つの事業についてはできれば今日この場で委員の皆さんに検討していただいて町長の方に意見という形でもらえれば、この先6月18日から定例会も始まりますので、その中で何とか予算案を町長としては出していきたい考えもございますので、よろしくご審議をしていただきたいと思います。

(委員)

趣旨は分かったのだけれども、決まったことだから良いし、反対するわけでもない。だけれども、当初の最初の気持ちを考えたら、何とか応援しなければならぬということでは皆さんが少しずつ寄付したわけでしょう。その趣旨が、出てきたものに全てやるものでなく、例えば各課に挙がってくるはずですよ、様々な事業が。突発な事業も出てくるはずだ。そういうときに、30万円足りない50万円足りないといったときに、議会に提案する大変なときに、何とか応援基金を崩して使おうかと、そのために私はやったものでないか、という考えでいます。

(町長)

説明不足の点もあるかもしれませんが、10月4日の会議で添付資料を皆様方に

配布しているわけですが、このときに資料 4、16 ページなのだけれども、ふるさと応援基金事業メニューという、「期間中（平成 18 年から 21 年）ふるさと応援基金の収入を 100 万円見込んでいます。また、計画では平成 21 年度に 300 万円を取り崩し事業を行うこととしています。これは、一定の金額に達した時点で効果的に事業を行うことを基本としているものです。これは、委員が言われているとおりでございます。

「事業によっては実施時期を急ぐものや、小額の事業で実施可能なものが予想されることから必ずしも平成 21 年度を待って事業を実施するという考えではございません。こうしたことから、次の事業メニューを参考にしながら、目的に沿った事業の選考をしていただきます」ということで、このような資料を出して話をしていたものですから、皆さん方の当初の基金を設立したときの趣旨と、お金が 400 万円集まってしまったという、うれしい誤算の 1 つなのですが、そういう中で懸案事項、あるいはまた、各種団体等で早急に手がけるものがあつたら、というような形の中で、今日まで周知しながら執り進めてきた。

ですから、今日 4 つの事業について皆さんから意見をいただくわけですが、必ずしもこのままでなく、今度は町としてこれを足がかりにして予算を組んで取り組まなければならない事業も予想されるものの中にはあるわけです。そういうような一連の足がかりとした中で、今回の事業メニューについては、皆さんの忌憚の無い意見を出して、これはもう少し待つべきではないかという意見があつてかまいませんし、これについてはもっと積極的に取り組むべきではないかとか、そういうことも含ん

で皆さんの意見をいただければ、私どもは非常にありがたいと思っていますので、ひとつよろしく願いも申し上げます。

（委員）

前回の第 2 回自立プラン推進員会で、集まったお金を自立プランの委員の皆さんで選考しましょうということでお話をして、それで、町で出した 7 つのメニュー、これは皆から広く集めましょうということで、集まってきた。だから今日はそれを選考すれば良いと。まず、1 つですよね。

それから、集まったお金は、常に推進委員会の中で、審議して使い道を決めていくということで良いのですよね。

皆さんから来たものをここで選考して、それで OK ですよね。

（委員長）

そうなのだけれども、非常に貴重な思いのこもった基金だということ。この基金の出発点自体が、本当に皆大変な思いをしながらやった、自立プランのところからきていることがまず 1 点。それで、条例の 2 条第 1 号から 4 号のところ、これはあくまでも受付するときの基準としてなっていくのであって、中身については、これはこの時点でもってその思いを最初の理念をきちんと目指して行けるものと、もう少し待っても良いのかなとか、額上の調整があつても良いのかなとか、そういうことを委員会で私たちはきちんとした形でもって、提言して最終的には町長決定ですからこれは。

だから、町長自身が町全体を見渡して、前であれば町財政の中でそういうものを議会に出しながら判断していった事業そのものが、財政上の問題をもって異質の問題で、自立の流れからする

と無理な状況が起こって来ている。そこで出てきたふるさと応援基金であるからして、そのときに町長の独断でもって決定していくのではなくて、その思いを我々がきちんと受けて中身をもっと精査するということが、ここでの委員会での意味なのだろうと思う。

そうであれば、もっと中身を突っ込んで一つずつ今のことを置きながら1項目ずつ結論出したほうが良いのではないか。

ただ、10月、3月の官主導で何かを出してきたメニューのその方法自体は完全に理念からいうと、ちょっと走りすぎたのではないか。

(委員)

これね、そもそも、条例第2条4項目というのは出ていないのですよ、10月のときに。そうすると寄付者にそのうちから選択をしてくださいと言ったのか、僕の寄付金はこういうふうに使ってくれと言ったのか。

私から言わせれば、その他5にその他と入っていないと、ご自由にお使いくださいという人もいるのですよ。この4項目というのは出てきていないのですよ10月に。だから、こういうふう提案したものを討議し、良いのか悪いのかやるから、こういうのが空転してまた問題になっているわけ。

順序正しく、こういうように使いますよと、町長が読んだ資料に、こういうことで皆さんにお願いしました寄付金を、そしてこの中から1つ選んでくださいと、ご自由に使いたいのであればその他に入れて、ご自由に使わしてもらいますと、こういう選考がなされたのか。

(委員長)

条例についても要綱についても、ここ

の場所に提示していて、それで論議された結果でここまで来ているのだから。

ただ、我々自身が今ここでやらなければならないことは、この中身そのものを理念に照らし合わせて、どうなのだということを引きちんとするべきということですよ。

(町長)

委員が今言っていることよりもですね、私どもは今回基金を応援していただくときにおいて、2ページにあるとおり基金の区分、要するに、産業、生活、人材、コミュニティー、指定無しと、あなたはどこに使っていただきたいですかと、そういうことをいただいた中で、基金をいただいたわけですよ。協力していただいたわけですよ。

ですから、条例の事業区分の中にこういうような4項目が明示されていると。まず4項目にあるものが、第1番に基本に考えなければならない。使い道としては、寄付してくれた人が、そういう心、それを尊重しなければならない、私挨拶で申し上げましたとおり、そういう意向は尊重しなければならない。それと合わせて、町の方にお任せしますと、そういう声でいただいたものを実はあるわけですよ。

ですから、それらについてもただ安易に私どもはこれを費消するのではなくして、町でやらなければならないものは町として、やらなきゃならないものは私は町の事業予算を組んで、取り組んだりしております。

ただ、もっと町が手の行き届かないところなり、色々な町の人々の思いを団体の思いを聞いた中で、今回は事業の掌握をしたと。ですから、その中で、第2条の1から4までの項目に該当するものそれ

らについて、こちらの方で整理させていただいて、今日皆様方に4項目について、こういうような意向ですと。それから補助要綱からの基準からいくとこういう内容ですということでお計りしているところでございます。

ですから、これががんじがらめで、このとおりやるのではなく、ものによっては、補助率等については、前回の委員会のときに修正した経緯もございますので、それは基本的に尊重しなければならないわけですが、この4項目について皆さん方からこの基金でなくして、町が積極的に町でやるべきでないかとか、そういう意見があったらそれはそれとして承りたいというのが今日の会議です。

(委員長)

前回の所まではメニューを出してきていて、これが全部1回白紙ですよ。理念から照らし合わせたときにそういう方向は、理念にそぐわない形ですよ、という形で最後ここでもってもう1回募集をかけて出てきたのが、この4つだということですね。

だから、そうであれば我々の仕事というのは、この1項目ずつ理念を私たちが踏まえながらきちんと精査し、優先順位みたいなものも含めて、それをもって町長に答申していけば良い。

1から4、中身について1つずつ意見伺っていきたいと思います。

人材育成の1について、意見伺います。

(委員)

今委員長がまとめてくれたこと、これはしょうがないでしょう。理念として食い違いがあるわけですから。

それを前提として、1について先程も言いましたけれども、こういう団体が一

杯あるのですよ。助成金というのもなんだか分かりませんが、50万円。だけどころいう団体が、スポーツ団体であろうが文化団体であろうが一杯あるのですよ。このまま来たら、まずここで100万円でしょう。19年で100万円予算で載ってありますよね、そうですね。ふるさと基金に100万円載っている。後は江差信金に貯金してあると思うけど、だから、こういうのが次から次と出てきたら、承認したら全部承認しなければならなくなる。これは、私の意見だから。

次の対応として、基金が無くなったと仮に仮定した場合に、町で出すのですか。基金が無くなったからダメだということか。そこを聞きたい。

だから、さっきの50万円というのは請求額ですよ括弧の50万円というのは、概算事業費の50万円というのは、それだけいただけませんかという申請額。この要綱による算出からすれば、14万円だと。要請が来ましたと、そうすると要綱からすると、要綱5条のただし書きの、「ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない」と、こういうところに摘要になってくるわけですよ。50万円要求したけれども、計算は出ないのです、10分の7ですから14万円しか出せませんと、そうすると要綱の5条のそこについて、町長権限でやれるわけです。そういうことでしょう。

(委員長)

言わんとすることは分かるのですけれども、まず、額上の問題で人材育成という観点でこの事業として、理念から照らし合わせたらどうなのか、という考え方が第1点目に来るだろう。本来であれば、財政があれば、町財政の中で教育的な観点も産業的な観点も含めながら、町財政

の中で手当していくものが、それが今許されない、そしてこのふるさと応援基金の中でやっていこうとする。そうするとここに出てきている人材育成という、そのところで受付け、項目で入ってきました。そのところで委員さんはどのように考えているか。

額の大小というのは、恐らく財源上の問題でもって、二者択一、3つから1つという優先順位を決めていくときに財源そのものが、問題になってくる場合もあるだろう。それよりもまず先にこの大きな目的である人材育成でもって出てきたこのことが、はたしてどうなのでしょう、という考え方が、まず、そこからいかななくてはならないのではないかと思います。どうですか。

(委員)

少しはずれると思うのですが、前の会議には欠席だったのですが、このふるさと基金条例というのは決まっていることなのです。それに基づく4項目というのは当てはまるということだね。そして、助成する金額を年間どれくらい、さっき町長が100万円どうのこうのと言っていたのですけれども、ふるさと応援基金から年間どのくらいの補助金を出すかということも考えさせられるのではないですか。

例えば、100万円、100万円で切りますよとか、これ以上のことになればこれから応援基金もどれだけ集まるかわからないのだから、そういったことも考えないと、今年100万円の補助で、来年200万円の補助でやってくださいとしてやるとなれば、だんだん増えたり減ったりして行って、最後におかしくなったりするから、やはり始からどれくらいの助成をしないと、これ以上のものは助

成しませんよということで募集しないと、いくらあっても同じ。

(町長)

事業が、例えば、毎年1つの団体に継続してやるとか、そういうことは有り得ないわけです、1つは、基本的には。それからもう1つは、吉田委員の方から「町長が必要と認める場合はこの限りで無い」、ここが例えば基金の積立状況だとかを考慮しながら、時には、例えば15万円の申請があったけれども、この事業はやるべきだとなったときには、他との関連があるから13万円にしましょうとか、いや、どうしてもこの団体はこうだから、1から2万円増やしたらどうだとか、そういうような形の中での、推進委員会の中である程度意見を聞いた中で、私が判断をしなければならぬということですから、何か鉛筆をなめて増やすだとか、そのような考え方は私どもは持っていません。

それと、もう1つは、事業の要望なりを把握するときにおいては、基金の残高、を把握した中で、事業の募集だとかということは慎重にやっていかなければならないことだという考え方でいます。

1度例えば募集したら、翌年または、1年後にどうだとか、そういうことは現実的には無いなど。そして継続的に、今これでやったけれども、継続的にもっと増やして町がやらなければならないことだと、そういう時は町の方で予算を見てやっていくわけです。

ですから、その辺の仕切りだけは、皆さんから、事業を選考する中で意見を聞いて私どもは、今度町として予算付けをどうするだとか、事業の取り組みをどうするかということ、ですから、成田委員おっしゃるように、足りなくなったら

どうするとか、そういうことの心配でなく、足りなくなるようなことがあれば、どうしても必要なことは今度基金が無ければ町がやらなければならないわけですから。

そのような形の中で、福島町の活性化なり、色々な中でのふるさと応援基金というのは、起爆剤の1つであって、町の人々の生の声がふるさと応援基金に反映されることではないのかと思っています。

(委員)

1番の人材育成の空手スポーツ少年団30周年というのは、今年決まったことでしょうか。何年も前から30周年の行事は福島でやると決まっているのではないかと、団体では。

(説明員)

去年から既に実行委員会のようなものを立上げておまして、その中で今年の9月22日、23日に行いますということ、今回教育委員会経由で応募がありました。

申請額は50万円ですけれども、要綱等に照らし合わせますと14万円となりますので、50万円申請しましたので、差額の36万円ですけれども、これについては、協賛金を募る方向で現在進んでいます。

(委員長)

自立プランとして、推進会議の中で助成するのに、寄付金を使ってやるということに対して、100人で100万円。子供1人について平均1万円かかるということですね。そういう大会がこの赤字で大変だという福島町の町として、子供のスポーツ振興の一環として大事だからどうしても必要だというのであればどう

か分かりませんが、はたして1万円1人にかけて、30周年だから100万円もかけてやらなければならない事業なのかなという疑問はあります。

(委員)

今発言があったので言わせてもらいますけれども、支出の100万円の中に食糧費30万円とあるのだけれども、そうするとそういうお金までかけてやらなきゃならないのか。

中まで突っ込んでしまえばその団体に気の毒なのだが、そういう思いはありません。そこまでしなければならないのか。

(委員)

その辺を町の方で判断していただいて決めていただくしかないのかな。

(説明員)

今意見ありましたけれども、その部分については補助対象外として算出には入って無いということでやっていますので、後は皆さん方の意見で10万円となるか5万となるか、ダメになるか。その辺の意見を出していただければ結構です。

(委員)

私が最初に言ったのはその辺のこと。結局こういう団体が一杯ありますよと。そうすると、委員が言ったように、補助金が無くなれば次からくださいと言ったらどうするのだ。出せませんよね。そのとき町が持つのかといたら、足りなくなったら町が執行しなければならないと言っているのですよ。

そこで、ここにあるような全道大会、北海道空手全道大会等については、これはという枠を被せるとか、そういう考え方をしないと、結局何でもかんでも、来

年度また要望書出すのでしょうか、出さないという文書出すのでしょうか。そして募るのでしょうか。基金がこのくらい集まりました、皆さん有効に使ってください。

基本的には理念の問題だから、進まないけれども。

どこかで枠を被せないとか次から次へとどんどん出てきた同じような団体が、それでは俺ももらうと、簡単に言えば悪いけど、言葉悪いけれども、そういうことが出てきたら、後で町で持つのですか。

(町長)

今危惧しているような、そのような応援基金の使い道については、私ども考えてございません。

やはり、基金を協力してくれた人方のやはり今の時代において、町の財政等考慮した中で、協力していただいているわけですから、今発言のあったような安易なもの考え方では、私どもは今これについては、ただ、今回は該当する4事業についてこういうことですよ、皆さん方にお計りしているわけですから。

ですから、この100万円の事業のうち食糧費等除いて14万円、これは算定からいけばこうなります、いや、これは自分でやったら良いのではないとか、そういうような意見があればそういうことを踏まえて私どもの方で基金の適用事業かどうかを検討させていただくということですから。

ただ、風呂敷を広げてどうのこうのという考え方は毛頭ございませんので、ご理解願います。

(委員長)

1について、他に何かございませんか。無ければ2のメニューについて、意見をいただきたいと思っておりますけれども。

(委員)

委員から出た内容の意味するものというのは、例えばこういうことだと思います。例えばですね、食糧費30万円が事業費になっているわけですよね、それを基準にして半分の50万円というような根拠が出てきているわけですから、その事業費の中に含めない、食糧費というものを含めないというような考え方をこの場で作るということを言っていると私は思っているのですが、どうでしょうか皆さん。

結局食糧費を補助対象外だと言っていて含めると、それが根拠になる数字、それに対する率の計算、算定根拠になるという意味で・・・野川委員思っただけならば私の方で言わしていただくというのが、そういう意味です。

これからの基準作りという意味で、皆さんどんどん吉田委員言うように出してくるケースを想定すると、食糧費は見ないでおきましょうという。

(委員長)

そうすると補助算出のところの食糧費30万円については、補助対象外経費とそこところは認識を一致していこうという。

それでは、2の方に移りたいと思いません。

さっき説明しましたけれども、今までの論議踏まえて何か付け加えていくことは無いですか。

(委員)

千軒そばの会とかでしょう。一生懸命やっているから、これは良いのではないのでしょうか、そう思います。

(委員)

僕はこのように聞いているのですが、この中に載っている「殿様街道ウォーク」、「そばの花鑑賞会」、何年前からやっているか分からないけれども、とにかく町の有志、団体がね中心となってきたわけですね。担当課は農林課が世話役となって実行している。これは全部ここに書いてある会費ですか、会費等で賄ってますよと、こういうことなんです。

ですから、先程委員長が言ったように産業振興にどういう影響力を持っているかとか、あるいは、地域発展のためにどういう影響力を持っているかとかいうと、ちょっと待てよとなってしまうわけ。愛好的なものですからね。

それが結局ここでこういう事業をやりますからね、そうすると補助金計算の基礎となるというか、産業振興としては農林振興費として農村生活グループ助成として毎年3万円くらいずっと出ている何年も。これと違うのだらうと思いますよ。また、千軒地区土地改良の請負費として去年100万円使っているでしょう。そうなのですよ、決算書に載ってくるはずですから。

それから、商業振興費であれば、地場産業開発研究会助成金として、年80万円ずっと13年から調べたら全部載っていますから。

これは、どうなのですか違う資金になるのですか。結果的には、寄付した金を使わしてください、こういうことになる。

使う金でしょう、僕の言ったのは、毎年予算に載っている、この金の使い道が違うのですねこういうふうに聞いている。

(事務局)

農村生活改善グループについては、全く違う団体ですので、こことは関係ございません。それから、100万円の部分に

ついては、町有地について一部開墾して、そこを貸与してそばを植えて更に生産を高めるということで、100万円を使わせていただきましたので、それは全て町のお金で、この応援基金ではございませんけれども、間接的には、今ここでいう千軒地域活性化実行委員会とは関わりはありません。

(委員長)

次への広報事業でしょう。だから、今までそうしてやってきたことが、この広報事業によって1つのステップを踏んでいこうという姿勢のもとで出てきていることでしょう。そのように私は思うのですよ。だから、そのところで広報事業の必要性が、この団体そのものが感じてここへ求めてきたという考え方で良いのでしょうか。その辺のところを、我々がどう判断するかといったところだと思います。

(委員)

ここに書いてあるPR用のチラシということは、これから継続してずっとやっていくという考えでいるのでしょうか。PRするということは、1年度やめるということでないでしょう。先程の話では、金額は別として継続しているものはある程度考えるとといったようなことを町長が言ったような気がする。

金額は少ないのだけれども、これは継続してやるものだから、恐らくこれは出るのでないかなと思う。

(委員)

補助対象要綱の中で、「補助対象事業は、原則として1団体等につき、各年度1事業とする。ただし、同事業を継続して実施する場合は、3年を限度に補助するこ

とが出来ると、多くても3年。だけでも、恐らく単年度1回。

(町長)

千軒地域については、そばを中心に「殿様街道」だとか色々な形の中で、活動してきている。そして、地域の人たちもよそから人を呼ぶことで、町起こしのような基礎を築こうとしている。

従来も函館から札幌も含んで千軒のそばを中心に宣伝しているわけですが、未だかつて自前で全部対応してきているわけです。

そして今後の、去年千軒のそば畑が100万円の中でそば畑も増えました。そういう中で本格的な広報活動、PR活動というのが、今回の今予定しているチラシの印刷というのが、初めての大きな要請になってきておりますし、大々的にやるというのは、インターネットなりでもやっておりますけれども、今回が初めてそういう意向で大きな取り組みとして出てきている。

先程、趣味だとか言っておりましたけれども、そうでなくして千軒地域の人たちがそれなりにそばの店だけでも何百万も町内会だけで売り上げ出来るようになってきておりますし、色々な形の中で千軒の人たちが頑張っている。それを今回の応援基金の中で、今一度大々的にPRをしたいというのが今回の事業メニューの要望かと思えます。

(委員長)

他にこのところで何かございますか。無ければ、3番目の「交通安全啓発運動事業」の部分についての質疑に入りたいと思います。

(委員)

説明の中に各町内会へという話がありましたけれど、毎年度予算の中に交通安全対策費の需用費、交通安全資材料として毎年3万円くらい載っているのですよ。これで足りないから、お願いしますということか。

(説明員)

交通安全運動の推進の中で、啓発資材として予算載っていると、それは入学時の児童の帽子だとか、ランドセルカバーだとか、それから、通常国道に立っている旗、旗竿、そういった消耗品が購入されております。

ですから、今回申請した部分については、当然一銭もその中から捻出する財源とはなっておりません。

(委員)

そうすると結果的に新たに別な運動を起こしますよと、いうことでこういう助成をお願いしますという解釈でよろしいか。

(説明員)

前回ご説明した段階でも、できればこれは町の経費として全部やれば一番良いのだけれども、委員会の中で先程も議論が出ておりましたけれども、団体の補助という部分がメインとなってある程度要綱に基づいた形で広く応募を取るという形になりましたので、コミュニティー事業の最たるものとして交通安全運動は各町内会でもやられているものでありますし、なお且つ、団体の活用ということになれば、福島町には交通安全運動推進協議会が各町内会も入っています。そういう形の中で、春秋含めて町民の多くの方が街頭に出て啓発していただくと。

今は、タスキ1本個人の方がかけてや

っている状況にありますけれども、それを、なお且つこういう資材を購入することによって、啓発して交通事故防止の抑止になればということで、今回出しました。

これは、交通安全推進協議会の予算にも自分たちの予算も出さなければならぬのですから、この部分ももし付けば、事業は実施したいということで、総会の中でも話している。

(委員)

町内会でも3か月経つと町からもらった旗は、ボロボロに無くなってしまいます。ですから、3か月に1回ずつ旗を町内会にいただければ大変良いと思います。

(説明員)

ジャンパーも150枚ということで、計画しているのだけれども、交通安全期間中に函館方面に走る方は気が付いた方もいるかと思いますが、湯の里辺りから知内にかけて旗の波作戦といった形でやっている状況があります。そのときに自分も気が付いてこういったものが出れば良いなという思いがあったのですが、本当の旗というよりのぼりですよ。のぼりを上げて、なお且つ、ジャンパーの部分も150枚というのも町内会が29町内会ありますので、それに大体5着ぐらい対応できればという思いで150という数字を出している。

町内会の中で、啓発してくれる人に着ていただいて、今のタスキみたいな感じですよ。

(委員)

私も知内あたりとかは、ずいぶん派手に出ているのを見ます。あのようなものを福島あたりでもあれば良いのになと、

思っていて通ってました。

だから、これは大変良いことではないかと思います。

(委員長)

それでは、4番目「前浜産マイカのスルメ特産化事業」について、ご意見いただきたいと思います。

(委員)

この事業は、例えばスルメをどのようにするのか。

これから研究するということが。

(説明員)

今のスルメはふっくらとしていて、鮮度の良いものを使用すると尖がった形になる。それを福島産として区別しながら、鮮度の良いものを鮮度の良いなりに売って行こうと。

ある人が言ってましたけれども、ロケット型をしている、スマートな感じのスルメでございます。そういうブランド化をしていきたいということでございます。

(委員)

スルメにしたものを1枚ずつ袋に詰めるのか。

(説明員)

とりあえず今回は、計画では1,000枚を予定しております。

(委員)

朝イカをスルメにしてもダメである。黒くなってしまう。

(説明員)

確かにおっしゃるとおり、背中が黒くなってしまう。

(委員)

袋に入れて、福島ブランド名を付けるということか。

(町長)

これは水産加工場の方から冷凍して疲れたイカと、前浜産のものとの、この前もマリンビジョンの会議の中で両方のスルメを出して食べてみたら、やはり前浜で揚がったスルメがやはり、裂いたら繊維があると、そして食べたらず非常に評判が良くて味が良いと。

他のスルメと一緒にして出す必要はないのではないかと。

(委員)

朝イカはダメである。スルメにするのであれば白くなってからでないダメである。その辺間違ったら大変だ。

(町長)

その辺は、加工場の方でスルメの違い、味の違いを全面に押し出したということ、今回要望があった中でこのような事業メニューが挙がってきたということです。

(委員長)

他にございませんか。

それでは、大体理念問題から始まって、理念との照合の問題、なかなかこれが、この基金を運用していく上でのこのメニューに対するきちんとした審議というものが、条例と要綱ということで、理念から照らし合わせて馴染んでいく、そういう審議がきちんと出来上がるというのはもう少し時間がかかるのかなという気もしながら審議してきたのですけれども。この1、2、3、4、について一応きちん

とした形で募集をもらってここに出てきたという。どうですかね、これについては。

(委員)

結果的にですね、補助金であれば返ってこないのですよ。運用基金であれば返ってくるのです。これは要綱の中にも若干ニュアンスが出ている、条例の中か。繰替運用等という中に入るのかな、「確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めるところにより歳入に繰り入れて運用することが出来る」と、こうなると。補助金であれば返ってこないですから・・・

(委員長)

今回用意している4つの、1の人材育成というのは、すぐに結論が出る問題ではないでしょうし、しかし、2と3、4というのは産業という形でもってきているものですから、いわゆる応援という意味からすると、やはり前向きな結論が出てくるだろう。ただ、残念なのは中々人材育成や生活環境、福祉というのはこれはすぐ結論が出ない問題。いわゆる自分の生活を守る。

いずれにしても今回の4つの中で、産業が3つという格好で出てきているので、スタートの選考としては良いのではないのかなと思ってはいるのですけれども。額的には4つで84万ですね。

(町長)

基金はですね、収入役口座1つにあるのではなくして、応援基金として1つの基金として積み立てている。それで今の繰替運用についてはですね、町としてやらなければならない、例えば大きな仕事、そのときに基金の方から300万円を、これを自己資金として500万円、1,000

万円の仕事をやりましょうと、そういうようなときにこれを、第 8 条のこういう形の中で、運用するための基金を取り崩して、一般財源充当の形の中でそういうような表現がこれなのです。

だから、これを安易にこれをやるとか、そういうことは今のところ全く考えてはございません。ですから、そういう心配だけは現時点では大丈夫だと思ってございます。

(委員長)

84 万円という額、1 から 4 のことで、4 つの事業について委員会としてはこれを了承して、とにかく運用の状況、初めての使い方だと思いますので、見たらどうでしょうかね。

(異議なしとの声有り)

(委員)

今までずっと議論を聞いてまして、皆さん色々な意見を出されましたし、こういう会がもって良かったと思います。

まず、私の意見としては、ふるさと応援基金というのは、ふるさとの福島が自立プランをもって縮小、縮小で来てしまった、ということがあるものですから、少しでも元気になるのであればなという意味合いもあるのだと思います。ですからもっと柔軟に考えても良いかなという感じを持っています。

後は、今日の 4 件は、私個人としましては条例に合致していますので、応援してあげたいなということですし、今委員長が言われたように、出発ですから大変良い項目でないかなと思っております。

それと、こういう基金を申請する用紙を見てみますと、考えとかアイデアがあってもこれに全部書けない町民なり、

団体なりがいるのだと思いますけれども、ですから、それも考えてですね、それともう 1 点、子供さんたちの応援をしてあげたいという意味では、1 つは高校生ですね、修学旅行で各種色々なことをやってきました、体験修学旅行ですね、凄く良いことをやっております、福島の高校は。それから、例えばイカの形のクッキーでしたか、そういったことを作ったりした、それぞれ色々なことを学生さんたちはやっています。そういう福島の高校の将来のことを考えたら、ここに出てきていませんけれども、この委員会の中で町内のそういった団体なり学生さんなりを応援するような、そういうことをピックアップしてですね、申請出てきていないですけど、どうなのかと声をかけてあげるような、そういうことも必要ではないかと思います。高校生もそうだし、中学生の団体とかにも良いのかなと思いますし、そのようなことでこの基金を有効に活用出来るのではないかなと思うのですよ。

それから、もう 1 点は、生活福祉ですが、町内の金額の 305 円という金額があるのですけれども、305 円という金額は非常に貴重だと思うのですけれども、要するに何方が出してくれたか分かりませんけれども、そういう小遣い銭から金額を出してくれたのは、非常に感謝しております。ですから、そういう思いで生活福祉は今回出なかったのですけれども、第 2 回以降ですね、この委員会の中で出てこないグループなりに声かけをしてやってあげるのも 1 つではないかなと。基金の要綱の中には、出してくれた寄付者の方に連絡すると書いてますから、そういったことの意味を含めて大事でないかなと思います。この 305 円を出してくれた人がですね、自分の気持ちをどうい

うふうに表してくれるのが待っていると思うのです。

それと、もう1点は、町外の27件あるのですけれども、自分の生まれた故郷のことで出してくれたのですけれども、町長がPRしてこれだけの金額が集まったのですけれども、例えば、福島広報を毎月送ることも必要だと思う。それから、こういうような計画だということを、福島の密着した情報をですね27件の方にあげるのです。そういうことをすることによって、小遣いの何10円といった金額が、2回目以降に集まってくるのではないかと思います。

ですから、この4月以降に5件の寄付があったようですけれども、少しずつでもそうやって集まることが期待出来るのではないかと思います。もっと、ゆとりを持って、厳しい福島ではなくて、何て言うか福島で暮らしていた良かったと、そのような気持ちを持てるような、事業なりアイデアを出してもらったらですね、申請書はこちらで書きますよといった気持ちはどうでしょうか。そういった意味で、委員長がまとめてくれた方向で良いと思います。

(委員長)

例えば、産業振興の中の千軒そばのチラシが寄付してくれた人の目についてここで生きている。

(委員)

そうですね、滞在観光型としている、これがどういう方向に行くか分かりませんが、町外にいる福島の人が尋ねてきたときに、そこに行って滞在なりして良さを感じてもらえる、というような意味で27件の方にもっとふるさとをPRしていかなければならない。

(委員長)

それでは、この4項目については、了承されたということでよろしいですね。

(はいの声有り)

(委員長)

「18年度の一般会計の決算見込について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

3ページをお願いします。平成18年度一般会計決算見込みということで、冒頭町長の挨拶にもありましたけれども、今年の4月30日現在における決算見込みでございます。3月26日開催の平成18年度第2回委員会で報告しておりました、平成19年3月15日時点の見込額を更に精査したものであります。歳入の部なのですけれども、一番下段の歳入計とありますけれども、その金額をご覧になっていただきたいと思えます。決算見込額(A)は、3,044,096千円で自立プラン計画額としては、(B)の3,119,105千円と比較して、75,009千円が減となっております。

また、前回見込額は3,023,105千円ですので、比較の部分については後程皆さん確認していただきたいと思えます。

次に、4ページをお願いします。歳出です。同じく、歳出計の欄をお願いします。決算見込額(A)は、2,958,542千円で自立プラン計画額(B)の3,119,105千円と比較して160,563千円が減となる見込みです。主な増減については、記載のとおりです。

下の方に黒囲みで囲ってありますけれども、平成19年4月30日現在の単年度収支ということで、歳入計から歳出

計 を引きまして 85,554 千円の黒字を見込んでいます。参考に 3 月時点の単年度収支は 37,500 千円を見込んでいたもので、比較しますと 48,054 千円黒字が多くなるものです。

最後でございますが、決算見込みの方法でございますが、歳入は調定済み額ということで確定した金額、税金については、課税額は確定しているのですが、徴収率が関係してくるのですがそれは抜きにして、そのような形で調定済み額を決算見込みにしました。歳出は支出負担行為済み額をそれぞれ決算見込み額としたものであります。

次に 5 ページをお願いします。(2) 基金残高及び財政推計収支額の見込額でございます。最初に基金残高の推移で、アの に平成 18 年 9 月 1 日修正という表がございますが、これは、昨年 10 月の平成 18 年度第 1 回自立プラン推進委員会で修正した基金の残高の見込みでございます。18 年度につきましては、残高は 476,376 千円になるだろうという推計でございました。それが に平成 19 年 4 月 30 日見込みということで、18 年度の期末残高では、700,381 千円ということでございます。

結果的には、平成 18 年 9 月 1 日の期末残高 476,376 千円と比較しますと、224,005 千円の基金が増えているといった結果になっています。また、平成 21 年度の同じく の部分では、期末残高は 98,343 千円と基金が残っているだろうと現在の推計しているところでございます。

それから、イ . の財政推計収支額の見込みということで、3 月に出したものと同じような資料でございますけれども、当初計画では平成 21 年度末に累積収支が 380,216 千円の赤字と推計していま

したが、それが 18 年 9 月 1 日現在では、192,886 千円まで少なくなるだろうという見込が、更に、平成 19 年 4 月 30 日見込みでは収支がゼロに改善されて、先程説明した基金の残高でもって、基金が 98,000 千円残るだろうと推計しています。

参考に、下の方に財政推計収支見込グラフと基金残高の推移、これはあくまでも年度当初の基金でございますので、の 19 年 4 月 30 日見込み現在の期首残高 (A) の金額のグラフでございますので、お間違いのないようお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。

(委員長)

何か質問ございませんか。

(委員)

の年度中取崩額とありますが、この中で平成 21 年が 249,602 千円で、平成 18 年 9 月 1 日修正では 56,716 千円という数字で、こんなに多く取り崩すことになるのでしょうか。

(説明員)

数字的に大きくなっているとのことだと思うのですけれども、18 年から対比していただければ分かるかと思うのですが、基金の残高が、例えば 18 年の の部分で、476,000 千円残る。今回の収支を精査した中では、18 年度の残高としては、700,381 千円残るでしょうということです。ですから、収支が改善されて基金の取崩額が、当初 の部分では、56,716 千円だということです。それで の部分では、収支が改善されて残高が残るものですから、その残高で財政運用していきましようということで、249,000 千円を取り崩すことが出来ますということです。

収支はいずれにしても改善されましたということでご理解いただければと思います。

(委員)

21年度になったら、税金は入ってこない、人口も減るといった場合になったら、財政推計が21年で収支0となっているが、この見込みは人口も減る、税収も減となっても収支0となることとなるのか。

(説明員)

当初の自立プランの財政推計から、端を発して推計部分であると思うのですが、ある程度推計の中では21年まで人口減の部分、それに伴う交付税の算入だとか税金もこのようになるだろうという推計を立てている。

ただ、人口も税金も動きはあると思いますが、大きな動きは無いものという推計の中で、当初立てた見込よりも大きな動きは無いだろうということからすれば、このような収支の財政推計になりますので、それらも含めて、勘案して計上しておりますということでご理解願います。

(委員)

18年度で2億取り崩して、4億7千万円となるものが、取り崩さないで、反対に積み立てが増えて7億になった。それで、19年、20年、21年というようにそういう同じ状況になる見込みがあるかどうか、お話を聞きたいのですが。

(説明員)

大変厳しい質問ですけれども、ただ現段階での推計としては、今の国の交付税のあり方等も若干変わってきておりますけれども、その辺は大丈夫ですという話にはならないかと思っておりますけれども、今

現在の国の制度的なもの等々勘案しますと、このような形になるだろうということでの推計でございます。

あくまでも推計でございますので、その辺は心配の向きもあろうかと思っておりますけれども、その辺は私ども努めて制度的なもの等々精査した中で、これからの財政運営についてあたっていきたく思いますということでの、ご理解に留めていただきたいと思います。

(委員長)

この他にございませんでしょうか。

無ければ、情報提供の「(1)北海道市町村財政分析表(平成17年度決算)について」事務局より説明願います。

(事務局)

資料の6ページをお願いします。

情報提供で、(1)北海道市町村財政分析表(平成17年度決算)ということで、委員の皆さんに内容をお知らせします。道では、平成17年度の道内市町村の決算について、財政比較分析表を道内市町村毎に作成しました。この分析表は、これから説明する7つの指標について、財政規模の類似した団体との比較をまとめたものです。今回は、これに松前町、知内町及び木古内町を加えたものをグラフにしたものです。当町と同分類されるのは80ありますけれども、道内の団体は、上ノ国町、上湧別町、奈井江町の3団体ということになっております。

それでは、具体的な内容を説明します。第1の指標は、財政力ということで、財政力指数を基にしたものです。この財政力指数の内容については、グラフの下の説明に記載してあるように、指数が大きいほど財政力が強いとされるものです。当町の財力指数は0.25で類似団体平均

より 0.17 小さく、類似団体内の順位は 80 団体中 57 番となっています。

第 2 の指標は財政構造の弾力性というところで、経常収支比率を基にしたものです。この比率は、人件費、扶助費、公債費、いわゆる元利償還金でございますけれども、このように毎年度経常的に支出される経費が、地方税、普通交付税のように用途が特定されていないで、毎年度経常的に収入される財源がどの程度使われているかを割合で示したもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表すものです。当町の経常収支比率は 97.7 で類似団体平均 85.8 より 11.9 高く、類似団体内の順位は 75 番となっています。

次に 7 ページをお願いします。第 3 の指標は、将来負担の健全度ということで、人口 1 人当たり地方債残高です。当町の人口 1 人当たり地方債残高は 1,023 千円で、類似団体平均 627 千円より 396 千円多く、類似団体内の順位は 68 番となっています。

第 4 の指標は、公債費負担の健全度で、実質公債費比率を基にしたものです。この比率は毎年度経常的に収入される財源が、実質的な公債費相当額に占める 3 年間の平均の割合です。この、実質公債費相当額の考え方ですが、町で借り入れた地方債の中には償還元金及び利息の一部を国が普通交付税で負担する仕組みとなっているものがあります。この代表的なものが過疎債でありまして、元利償還金の 7 割が普通交付税に含まれて交付されるもので、普通交付税税で措置される相当額を除いたものを言います。当町は、15.4 で類似団体平均 14.5 より 0.9 高く、類似団体内の順位は 48 番となっています。

第 5 の指標は定員管理の適正度で、人

口 1,000 人当たり職員数です。当町は、14.38 人で類似団体平均 12.09 人より 2.29 人多く、類似団体内の順位は 63 番となっています。

次に、8 ページをお願いします。第 6 の指標は、給与水準の適正度で、国の給料を 100 とした場合の指数で、ラスパイレス指数と呼ばれています。当町のラスパイレス指数は 90.6 で類似団体平均 92.2 より 1.6 低く、類似団体内の順位は 24 番となっています。

最後に第 7 の指標は、人件費・物件費等の適正度で、人口 1 人当たり決算額です。当町は、198 千円で類似団体平均 170 千円より 28 千円多く、類似団体内の順位は 55 位となっています。

表なのですけれども、一番下に普通会計の決算がありますけれども、ミスプリントがありまして、福島町の歳出総額 3,392,964 千円となっておりますけれども、3,332,964 千円ですので、訂正願います。

以上、決算額については参考ということでお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。

(委員長)

何か質問ございますか。

(なしとの声有り)

(委員長)

そうしましたら、会議の前に配付されました、当日資料の情報提供、「(2) 頑張る地方応援プログラムに係る応募について」事務局より説明願います。

(事務局)

情報提供の方ですけれども、(2) 頑張る地方応援プログラムに係る応募につい

て、説明いたします。本日配付しました、資料の 1 ページをお願いします。「頑張る地方応援プログラム」という言葉を始めて聞かれる委員が多いと思います。

これは、安倍内閣の目玉として頑張る地方・頑張っている地方に対して交付税等で財政支援を行うもので、平成 19 年度からスタートする事業です。最初にこの目的について、朗読します。『やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力のある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の装置を講じる』とされています。

次に基本的な枠組みですが、(1)として地方公共団体によるプロジェクトの策定、公表があります。として、特色を生かした独自のプロジェクトを、具体的な成果目標を掲げ、住民に公表する。とあります。当町のプロジェクトは次のページで説明いたします。として総務省は、により地方公共団体が策定したプロジェクトを総務省ホームページ上で公表することとしております。にはプロジェクトの募集期間は、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間に於いて各年度実施とされています。

次に、(2)の財政支援措置ですが、地方交付税による支援措置 3,000 億円程度で、平成 19 年度は 2,700 億円程度を用意されています。ア)として、市町村が総務省ホームページ上で公表されたプロジェクトに取り組むための経費について、所要の特別交付税措置を講ずることとしておりまして、これにつきましては特別交付税 500 億円程度、1 市町村につき、単年度 3,000 万円を限度とし、3 年間まで措置する。

次にイ)としまして、市町村及び都道

府県に対し、以下の成果指標を普通交付税の算定に反映させることとしておりまして、これは普通交付税で 2,200 億円程度ということで、四角で困っております、行財政改革指標とか転入者人口、農業産出額などが一定の指標を超えた場合に措置するというものでございます。

次に 2 ページをお願いします。当町で応募した「頑張る地方応援プログラム」のプロジェクトでございます。総務省では「地方の活力なくして国の活力なし」の観点から「魅力ある地方」の創出に向けて自ら考え前向きに取り組む地方公共団体に対して、支援措置を講ずる「頑張る地方応援プログラム」を平成 19 年度からスタートさせるということで、町の方では次に掲げている「ふくしま・いきいき健康推進プロジェクト」、これは新規のプロジェクトでございます。このプロジェクトの事業費は平成 19 年度の当初予算にありませんので、今後、補正予算の提案を予定しているところであります。プロジェクトの概要ですが、健康づくり計画等を策定し、町民の健康増進の指針となる目標を設定しながら健康推進運動を積極的に展開し医療費の抑制を図るとともに、65 歳以上の高齢者に肺炎球菌ワクチンを接種し、肺炎による死亡を抑制するものです。平成 19 年度の事業費は、計画書等策定で 6,299 千円。肺炎球菌ワクチン接種事業は、65 歳以上の高齢者 1,600 人に無料でワクチンの接種を行うものです。平成 19 年 3 月末の 65 歳以上の人口は 1,865 人の約 85%の接種を計画しています。

計画期間の事業費等は記載のとおりです。具体的な成果目標は 2 つで、1 つは国民健康保険会計の医療費を 10%抑制すること、もう一つは肺炎による死亡率を 60%抑制しよとするものです。

次に、2つ目は既存プロジェクトで、「ふくしま・観光振興プロジェクト」です。このプロジェクトの事業費は、平成19年度当初予算に措置されているものです。プロジェクトの概要は、観光、交流施設（横綱記念館、トンネル記念館、特産品センター）を拠点とした観光客の入込増に取り組むものです。

平成19年度の事業費ですが、横綱の里づくり事業で2,174千円。これは、各種相撲大会や九重部屋力士招聘です。観光協会の育成で2,450千円。これは、女だけの相撲大会、やるベイカまつり、カントリーフェスティバルの開催及び運営費です。観光客入込促進事業は、3つの観光・交流施設の管理運営費です。プロジェクトの期間は平成21年度までの3年間です。

なお、平成20年度以降の事業費は、開発計画及び自立プランによる計画額としています。具体的な成果目標は、観光客の入込数の増加で平成17年度92,000人を平成21年度に10万人とするものです。

次の3ページには、今回の第1次募集に係るスケジュールを示しています、また4ページと5ページには今回提出した申請様式を添付していますので、参考に願います。以上で、説明を終わります。

（委員長）

何か質問ございますか。

（なしとの声有り）

（委員長）

ここで5分ほど休憩いたします。

（休憩）

（委員長）

休憩前に引き続き、会議を再開します。案件の6「次回の会議日程について」ですが、事務局より案があれば願います

（事務局）

次回の会議日程なのですが、平成19年10月15日から19日の間の週で午後6時から予定をしたいと思いますので、よろしく願います。以上です。

（委員長）

それでは日程の7その他。

（委員）

今の日程についてなのですが、決算委員会はいつやるのか。決まっているの、まだ決まっていないの。（9月定例会時に開催との声有り）

その他について、最初にも言いましたけれども、説明文、事務局が読んでいる。その説明書を、この文書の中に先に資料を出すときに一緒に入れてくれれば、聞いていて分からないわけ。これが議会であれば資料先に出ている。そういうことが出来ないかというお願いです。

もう1つは、条例のことだけど、10条までいっているけれども、あれが出ていない、何月何日から施行するという、附則。これが条例の最後に付かなければならないのではないか。

お願いは、もし出来たら、例えば質問するにしても先に勉強してれば、つけ合わせしていれば、分からないところは聞くし、あるいはこういう解釈ですねと聞く、そういうことが出来る。ただ、読まれてもなんだか分からない。結果的にここでやらなければならなくなる。だから、時間の短縮、能率効果を考えれば、出し

てもらえれば、これはどういう意味でこうなったのか、分かるのではないかと、私は思うので、お願いとして出していただければ。

(委員)

説明しているものは、提案した書類の中身を説明しているわけでしょう。

(事務局)

ここに出している書類の中身を説明しておりますので、ここに出す資料以外のことを説明することではありませんので、ご理解願います。

(町長)

説明していることを、文書化してくれということですね。

(事務局)

説明する前の段階から、文書化したものを提示してくれということで、内容的にそういった形で説明資料を付けた方が、会議の進み具合には良いということなのだと思いますが、検討させていただきたいと思います。

(事務局に一任との声有り)

(委員長)

それでは、これで会議を終了したいと思います。

(閉会 午後 8 時 35 分)